

令和2年5月15日

保護者の皆様

伊丹市教育長

保育所等の特別保育にかかる休業要請緩和について

保育所等では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、4月16日から対象児童を限定して受け入れる特別保育を実施しておりましたが、兵庫県が、休業要請をしている施設等の一部を5月16日以降に解除したことから、特別保育の対象児童を下記の通りとします。

つきましては、新たに特別保育を利用される家庭については、別紙「特別保育申出書」を利用施設にご提出くださいますようお願いいたします。

記

- 1 緩和日 令和2年5月19日（火）～  
※申し込み者は5月18日（月）までに各施設へ提出
  
- 2 対象児童 これまでの対象職業に加え、保護者が下記の職種に該当する児童  

○劇場、映画館等	○集会・展示施設	○大学、学習塾等	
○博物館等	○ホテル又は旅館	○商業施設	○遊興施設
○運動施設、遊技施設			

※特別保育の対象については、医療従事者は、保護者のいずれかが従事していれば特別保育対象となりますが、その他の職業については、保護者のいずれもが従事していることが必要です。  
※感染拡大防止のため、引き続き、可能な限り利用の自粛要請にご協力をお願いします。
  
- 3 保育料 引き続き利用日数に応じて日割り計算をします

【問い合わせ】

- ・園児が在籍している保育所、こども園
- ・教育委員会事務局 幼児教育推進課 072-780-4313  
教育保育課 072-784-8035